

Webcat を利用した、大学図書館の一般利用の提案

旭川医科大学附属図書館

浅野 泉

はじめに

現在インターネット上で公開している Webcat は、図書館の所蔵情報を統合したものである。インターネットの利用ができる環境にあれば、たとえ N A C S I S システムに加入していなくても利用できる。急速に伸びつつあるインターネットの個人ユーザーも、制限を受けることなく、検索をすることができる。

学術情報センターの統計においても、Webcat へのアクセス数は伸びてきていることを教えていただいた。ことに図書系業務のユーザーの利用が増えてきたことは、当館に申し込まれる ILL 業務でも、所蔵確認に“Webcat で所在確認”と明記されているケースが増えていることから推察できる。

しかし、インターネットを利用する個人ユーザーの利用はどうなのだろうか。個人ユーザーには Webcat は好評なのだろうか。

私がそう疑問に思ったのにはきっかけがある。

F j というニュースグループに“book”という、本に関するニュースグループがある。本に関するあらゆることがテーマのため、新刊本の話から、古本屋の話までさまざまに投げかけられている。

ここに時々、「 という書籍をどこかの古書店で見たことはありませんか。版元で絶版ですが、読みたいので見つけたら教えてください。」「ずいぶん前に出版された、

という本を、なんとか入手できないでしょうか」という書き込みがある。すかさず誰かが「Webcat で検索したら、……………」と、Webcat を紹介して、貸出しを受けてはどうかとアドバイスしている。

紹介する人がいるということは、その人は Webcat を使っているということであるが、質問をした人、つまり本を探す場合に利用されるページとしては、書店が各ホームページに立ち上げている検索ほど知られていない、ということではないだろうか。

これが“Webcat は私たち図書館員が考えるほど、個人ユーザーには知られていないの

ではないか？”と思った最初である。

さらに、私が参加している、あるホームページの掲示板で質問をしてみた。

このホームページは、一人の作家本人が作成しているページで、当然ながら掲示板の参加者は読者が大半であり、知り合いであるらしい他の作家や出版社の人も参加している。インターネットのユーザー全体より、図書への関心が高い集まりであると推察できる。

しかし、“Webcat を知っていますか？”という私の質問に“知っている”と答えてくれたのは、ほんの少数であった。この中からは“検索して、目的の図書がヒットしてもどうにもならないので、使わない。”という辛辣なコメントがあった。その一方で、“探している資料が絶版本で困っていた人に Webcat を教えてあげたら、喜ばれた”というコメントももらった。

この2つのコメントは、現在の Webcat の有り方を端的に示しているようである。

Webcat は誰でも利用することができる。探している資料の所在を知ることができる。

しかし、図書館に行かなければ、資料を取り寄せることはできない。

つまり、図書館へ行くことのできない人には全く活用できないのである。これが、図書館へ足を運ぶことのできない人には Webcat が“使えない”という理由である。

しかし、Webcat は全国の図書館700あまりを網羅した、従来には全くなかった大規模な図書館総合目録である。検索データベースとしてだけ公開しているのにはあまりにも惜しいと思う。

提 案

インターネットの利点は、コンピューターの前に居ながらにして様々なことができる点である。それはインターネットが双方向の情報をやりとりできる通信手段であるからである。最近では書店の開いたホームページで書籍を注文することも当たり前ようになってきている。書店のホームページではその書店のデータベースを検索し、ヒットしたら注文画面へ、という形で不特定多数の人（会員制をとっていることが多い）からの注文を受けつけている。

近年、大学図書館は一般開放の方向に動いている。

Webcat の公開も一般開放サービスの一環とみなすことができるのではないだろうか。

現在でも、地域市民に向けては教職員と同等に貸出などのサービスを行う大学図書館もある。さらに近い将来、国立大学が独立行政法人化するというのが確実だとすると、各国立大学は大学の独自性を強調するとともに、地域住民との融合も今以上に推進していかねばならないのではないだろうか。だとすると、国立大学の持つ、いくなれば国で購入した図書館資料をもっと国民全体に有効に使う手段を考える時期ではないだろうか。

そこで、Webcat から、“直接”利用申し込みができるシステムを考えてみた。

現在の NACSIS-ILL システムでは現物貸借、文献複写ともに、所属している図書館へ依頼書を提出し、ILL 担当者が NACSIS-ILL 依頼画面で依頼を送信している。ここの依頼書の部分をホームページ経由としている大学もあるが、一旦図書館が利用者から受け付けて NACSIS-ILL へと転送している。この図書館が仲介する部分をカットし、利用者が Webcat で検索後、依頼を発信できる形にする。

OCLC ILL Direct Request Service

アメリカの書誌ユーティリティである OCLC では、OCLC ILL Direct Request というサービスを行っている。これは登録した利用者がデータベース検索後、依頼フォームに従って依頼を作成し、図書館員を経由せず自動的に OCLC - ILL という相互貸借のシステムに送信するというサービスである。このサービスでは、一般の（組織に所属しない）利用者は想定していないので資料は図書館へ到着する。

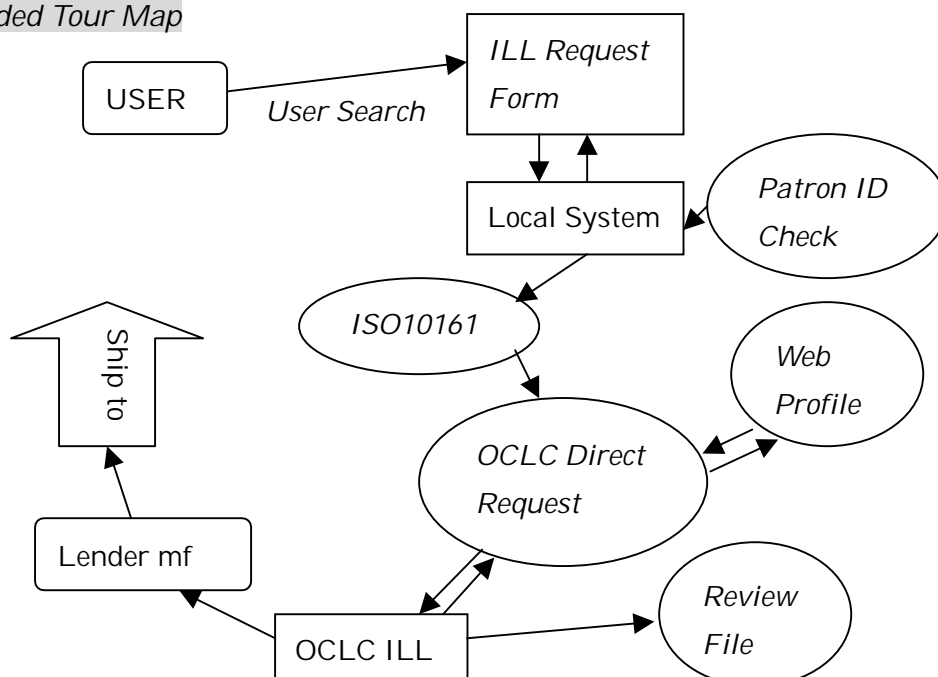
それでも OCLC では図書館員の増員なしでできる、ILL の発展的なサービスであることを強調している。

OCLC ILL Direct Request Service の Web ページでは

- ・スタッフの増員なしでもっと多くの依頼を処理できる。
- ・ユーザーの依頼を以前より 2 日から 4 日早く完了できる。
- ・自動的にユーザーからの依頼を受けることによって ILL の未処理を減らす。
- ・24 時間 OCLC-ILL を提供できる。

と紹介している。

Guided Tour Map



作業ステップ

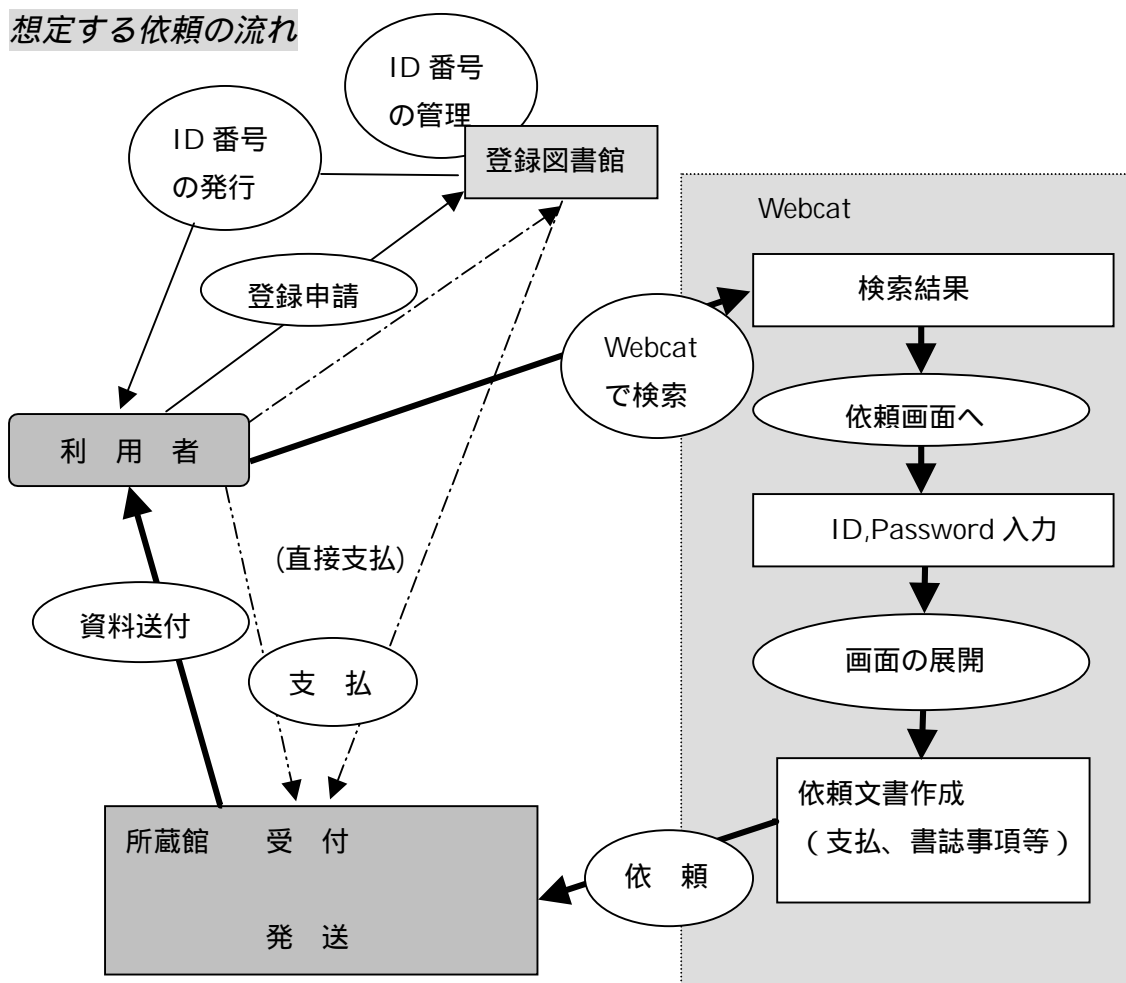
	誰が	何をするか
1	ユーザー	資料を検索しリクエストする
2	ローカルシステムあるいは OCLC First Search	ILL データを変換し(ISO-10161)ILL フォームにし、 ILL Direct Request へ送る
3	ILL Direct Request	ユーザーへリクエストを受理した通知を送る
4	ILL Direct Request	World Cat を検索し合致する記録を見つける
5	ILL Direct Request	図書館の規格にリクエストが適格かどうか判断する
6	ILL Direct Request	OCLC ILL で適格なリクエストを送る
7	ILL Direct Request	不適格なリクエストをより高度な確認のためのレビ ューファイルに送り、図書館スタッフが処理する

(OCLC Web ページから)

ここではさらに図書館へ足を運ばなくても資料が届くようにできないかを考えてみたい。

資料の所蔵館から資料あるいは複写物が直接利用者（依頼者）のもとに届くシステムである。

想定する依頼の流れ



問題点

ここで、問題点を以下の立場から推察し、解決法の提案を試みる。

1. 料金支払について
2. 資料への責任
3. 受付館、依頼館、登録館
4. 利用者

1. 料金支払について

後金（資料受け取り後、かかる料金を支払う）を焦点にしていく。

支払は必ずしてもらわなければならないので、匿名の利用者というわけにはいかない。

そのために利用前に図書館に足を運んでもらって利用登録をしてもらう。

大学の研究者であれば所属する大学図書館で登録する。国立機関の研究者で、国費を使用するのであれば、国費流用のための番号を別に設定すれば、データをそのまま校費流用会計の作業に用いることができる。

大学や研究機関等に所属しない場合は、NACSISに参加している図書館で登録をしてもらう。この際に、利用者の情報をID番号のもとに記録するとともに、支払に関する誓約を取る。

料金は資料送付と同時に送られてくる料金通知にしたがって納入する。

国立大学への支払の場合、現状では国庫金への納入となるので徴収猶予許可後、納入告知書を発行しているが個別に納入告知書を発行しては、会計の側に負担がかかる。利用者の料金を登録図書館でまとめて支払うようにすると少しは会計側の負担は減るだろう。

将来、国立大学が独立行政法人化すると、もっと柔軟な会計方法が取れるようになるだろう。

2. 資料への責任。

(1) 現物貸借

・資料の状態維持

現物貸借時には資料の状態維持ができるかどうか懸念される。

これは利用者のモラルにかかっている点であり、貸し出し時に資料の状態について明示した文書をいれ、利用者へさらに注意を促すことしか考えられない。文章ではなく、画像情報で利用者への通知ができれば、なお徹底できるのではないだろうか。もし画像で何枚もの注意書きを送信すると、システムにかかる負担が増すことが懸念されるが、そのような貴重な資料は現在でも貸出の対象になっていないのではないかと思う。

・返却期限

これも利用者のモラルに頼るしかない。

登録図書館経由で返却すると、返却期限とともに状態の維持確認ができるが、利用者が図書館へ足を運ぶことになってしまう。

利用者意識の徹底を促進すること、期限が過ぎた利用者には登録図書館から督促を行うこと、利用の制限をかけられるシステムにしておくことくらいしか手段はないようである。

(2) 文献複写

・ 依頼文書の精度

図書館から依頼をする場合、二次資料を使用して、文献の確認 (Verify) 作業を行っている。依頼館での作業量は決して少ないものではない。しかし、特殊なツールを使っているわけではなく、利用者自身でできない作業ではない。

当館を例にして、医学系資料についてみると、もっとも Verify に使われる二次資料は Medline (Index Medicus) であるが、これは利用者も文献調査の際に使う二次資料である。

現在は Internet で配信されるによる情報での確認も考えられる。雑誌論文であれば、出版者のホームページ等で目次情報を見ることができるケースも増えている。

このように確認作業を利用者必須の作業としても問題はないと思う。確認した文献のみを依頼対象と限定することができる。

利用者が自身で確認できない資料の場合はやはり図書館員の業務となるだろう。

・ 複写物の確認

複写物は利用者のもとへ直接届くので、利用者が確認をする。枚数が足りないなどの場合は Email で直接受付(資料発送)館へ問い合わせを行い、それでも解決しない場合にのみ登録図書館が間に入って解決にあたる。

3. 依頼館、受付館、登録館の業務量。

(1) 依頼館

利用者から依頼を受付し、ILL システムに依頼を送信する業務が減る。

ただ、利用者が自分で処理しきれないような場合は、図書館員が手がけることになるので 100% の減にはならない。

(2) 受付館

スペルミス、記入漏れ等による依頼文の精度が下がることが予想されるため、文献複写受付では若干手間がかかるかもしれない。しかし、参照不完の場合、直接利用者に依頼を返却していくことによって、次第に利用者側で確認作業の重要性を認識するようになり、きちんとした依頼をすることができるようになることを期待したい。

受付館には現状のシステムでも、資料発送用に依頼館の住所、館名が打ち出されてくる。このシステムをそのまま転用し、利用者の登録した住所へ直接返送することができる。

利用者を拡大することから、受付件数は増加する。しかし、利用したいという要求に、可能な範囲で答えることで、大学図書館の存在を一般により強く訴えることになるのではないだろうか。

(3) 登録館

登録希望者の利用目的を確認し、所属あるいは住所等を確認する。料金がかかってくる以上重要な作業となる。

前述した OCLC ILL Direct Request ではこの利用者の認証にこのサービスの成功のかなりの部分がかかっていることを強調の上ローカルシステムでの重要な仕事とし、さらにこのサービスがパブリックサービスではないこと、従って図書館が好ましくない利用者たとえば際立って返却の遅れる利用者、罰金のかかる利用者には提供しなくても良い、としている。

しかし提案するこのシステムでは、パブリックまで利用者層を拡大しているので、OCLC より責任のかかる作業となってくる。そのため、統一した利用者基準などが必要になってくることが想定できる。

4. 利用者

資料の入手までの時間が大幅に短縮される。Webcat で見つけた資料の利用をそこで申し込むことができ、自分のもとへ直接配達されるため、図書館まで足を運ぶ時間や手間がかからない。

登録する住所（発送先）を Web 上でメンテナンス出来るようであれば、出張先など自分の思うところへ発送してもらえる。

さらに料金の支払を、図書館を通さずに直接払うことが（会計法上）できるようになればもっと利用しやすくなるだろうし、将来には流通し始めている電子マネーなどで支払が可能になるだろう。

まさにそこにパソコンがあり、インターネットにつながっていれば、全国の図書館が利用できるようになる。

利用者がもっとも求められるのはモラル、マナーといった問題である。

5. その他

著作権

Webcat を経由する依頼が、どのように解釈されるだろうか。Webcat のようなインターネットを介した依頼を利用者からの依頼と解釈できれば問題はない。

1. 国立大学への支払の場合、登録図書館で一括して支払うようにすると納入告知書発行をする側での手間は減るが、利用者は支払いに足を運ぶか、振込みをしなければならない。図書館へ行かずにすべてを処理してしまうことにはならない。ここに大きな課題が残る。しかし会計業務については、図書館側だけでは解決できない。しかし、これからは大学が国民全体に何ができるかを考えることが大切になってくる。会計システムの変更を含め、前向きに検討できれば良い、と思う。

2. このシステムの中核となるセンターが必要になってくる。

料金が国費扱いなど一括処理が必要な場合はセンターで集中管理しなければならない。将来に電子マネーが導入されても事務処理が必要である。

さらに、ここで、利用者登録の基準等マニュアルの管理も行わなければならない。

3. 利用者を拡大することから、料金支払の確実性や資料の保存で不安があると思う。間に図書館が入らないために、利用者のモラルを当てにしている面も多い。

しかし、大学図書館の持つ資料は公共図書館の持つ資料とは性質が違って、大半が学術資料である。利用したいと思う人は、たとえ大学所属の研究者ではなくとも何かを調べたい、学びたい人である。娯楽目的やレジャーのための利用とは違う。

生涯学習の推進も行政レベルで行われているいま、一般利用者へ利用層を拡大していくことが、この生涯学習の後押しをすることにもつながるのではないだろうか。

最後に

私は Webcat がすばらしいデータベースだと思う。そして、この Webcat が、含んでいるすべての情報と一緒に、国民全体の共有財産となることができることのように願って提案を終わる。

・参考資料

[<http://www.oclc.org/oclc/drill/drmap.htm>]

[<http://www.oclc.org/oclc/drill/drpis.htm>]

[<http://www.oclc.org/oclc/drill/drpatid.htm>]

末尾になりましたが、学術情報センター目録情報課相互協力係のお二人、ならびに研修課の方々には大変お世話になりました。深く感謝申し上げます。